１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		173人	169人	175人
内訳	第Ⅰ区分	92人	81人	
	第Ⅱ区分	57人	64人	
	第Ⅲ区分	24人	24人	
家計急変による支援対象者（年間）				－
合計（年間）				175人
（備考）				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第１号、第２号、第３号に掲げる区分をいう。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人		
修得単位数が標準単位数の５割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の５割以下）	0人		
出席率が５割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人		
「警告」の区分に連続して該当	0人		
計	0人		
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期		後半期	

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
３月以上の停学	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の６割以下（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の６割以下）	0人		
ＧＰＡ等が下位４分の１	26人		
出席率が８割以下その他学修意欲が低い状況	0人		
計	26人		
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

1	2	3
学校コード	学校名	設置者名
#REF!	#REF!	#REF!

41	前年度の授業料前半期
51	前年度の授業料前半期
61	前年度の授業料前半期
71	前年度の授業料前半期
81	前年度の授業料後半期
91	前年度の授業料後半期
101	前年度の授業料後半期
111	前年度の授業料後半期
121	前年度の授業料年間
131	前年度の授業料年間
141	前年度の授業料年間
151	前年度の授業料
162	前年度に授業料（１）偽りその他
172	前年度に授業料（２）適格認定.右以外の大学等・年間
182	前年度に授業料（２）適格認定.右以外の大学等・年間
192	前年度に授業料（２）適格認定.右以外の大学等・年間
202	前年度に授業料（２）適格認定.右以外の大学等・年間
212	前年度に授業料（２）適格認定.右以外の大学等・年間

173	支援対象者（家計急変　による者を除く）
92	第Ⅰ区分
57	第Ⅱ区分
24	第Ⅲ区分
169	支援対象者（家計急変　による者を除く）
81	第Ⅰ区分
64	第Ⅱ区分
24	第Ⅲ区分
175	支援対象者（家計急変　による者を除く）
－	家計急変による　支援対象者（年間）
175	合計（年間）
0	（備考）
0	年間
0	修業年限で卒業又は修了できないことが確定
0	修科目の単位時間数が標準時間数の５割以
0	（単位制によらない専門学校にあっては、履
0	出席率が５割以下その他学修意欲が著しく低
0	「警告」の区分に連続して該当
0	計

22	．前年度に授業料（２）適格認定．修業年限２年以下・前半期修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0
23	．前年度に授業料（２）適格認定．修業年限２年以下・前半期（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の５割以	0
24	．前年度に授業料（２）適格認定．修業年限２年以下・前半期出席率が５割以下その他学修意欲が著しく低	0
25	．前年度に授業料（２）適格認定．修業年限２年以下・前半期「警告」の区分に連続して該当	0
26	．前年度に授業料（２）適格認定．修業年限２年以下・前半期計	0
27	．前年度に授業料（２）適格認定．修業年限２年以下・後半期修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0
28	．前年度に授業料（２）適格認定．修業年限２年以下・後半期（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の５割以	0
29	．前年度に授業料（２）適格認定．修業年限２年以下・後半期出席率が５割以下その他学修意欲が著しく低	0
30	．前年度に授業料（２）適格認定．修業年限２年以下・後半期「警告」の区分に連続して該当	0
31	．前年度に授業料（２）適格認定．修業年限２年以下・後半期計	0
32	．前年度に授業料（２）適格認定． （備考）	0
33	．前年度に授業料（２）適格認定．上記の（２）のうち、学業右以外の大学等・年間	0
34	．前年度に授業料（２）適格認定．上記の（２）のうち、学業修業年限２年以下・前半期	0
35	．前年度に授業料（２）適格認定．上記の（２）のうち、学業修業年限２年以下・後半期	0
36	．前年度に授業料（３）退学又は 退学	0
37	．前年度に授業料（３）退学又は ３月以上の停学	0
38	．前年度に授業料（３）退学又は 年間計	0
39	．前年度に授業料（３）退学又は （備考）	0
40	．前年度に授業料停学（３月未満 ３月未満の停学	0
41	．前年度に授業料停学（３月未満 訓告	0
42	．前年度に授業料停学（３月未満 年間計	0
43	．前年度に授業料（２）適格認定．修業年限２年以下・後半期修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0
44	．前年度に授業料（２）適格認定．修業年限２年以下・後半期（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の５割以	0
45	．前年度に授業料（２）適格認定．修業年限２年以下・後半期出席率が５割以下その他学修意欲が著しく低	0
46	．前年度に授業料（２）適格認定．修業年限２年以下・後半期「警告」の区分に連続して該当	0
47	．前年度に授業料（２）適格認定．修業年限２年以下・後半期計	0
48	．前年度に授業料（２）適格認定． （備考）	0
49	．前年度に授業料（２）適格認定．上記の（２）のうち、学業右以外の大学等・年間	0
50	．前年度に授業料（２）適格認定．上記の（２）のうち、学業修業年限２年以下・前半期	0
51	．前年度に授業料（２）適格認定．上記の（２）のうち、学業修業年限２年以下・後半期	0
52	．前年度に授業料（３）退学又は 退学	0
53	．前年度に授業料（３）退学又は ３月以上の停学	0
54	．前年度に授業料（３）退学又は 年間計	0
55	．前年度に授業料（３）退学又は （備考）	0
56	．前年度に授業料停学（３月未満 ３月未満の停学	0
57	．前年度に授業料停学（３月未満 訓告	0
58	．前年度に授業料停学（３月未満 年間計	0

56	４．適格認定にお	修業年限２年以下・後半期（備考）
55	４．適格認定にお	修業年限２年以下・後半期計
54	４．適格認定にお	修業年限２年以下・後半期出席率が８割以下その他学修意欲が低い状況
53	４．適格認定にお	修業年限２年以下・後半期ＧＰＡ等が下位４分の１
52	４．適格認定にお	修業年限２年以下・後半期（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の６割以
51	４．適格認定にお	修業年限２年以下・前半期計
50	４．適格認定にお	修業年限２年以下・前半期出席率が８割以下その他学修意欲が低い状況
49	４．適格認定にお	修業年限２年以下・前半期ＧＰＡ等が下位４分の１
48	４．適格認定にお	修業年限２年以下・前半期（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の６割以
47	４．適格認定にお	右以外の大学等・年間計
46	４．適格認定にお	右以外の大学等・年間出席率が８割以下その他学修意欲が低い状況
45	４．適格認定にお	右以外の大学等・年間ＧＰＡ等が下位４分の１
44	４．適格認定にお	右以外の大学等・年間（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の６割以
43	３．前年度に授業	停学（３月未満（備考）